5　第三項のベガ・リスク相当額は、各オプション取引等について、ベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計し、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下二十五パーセント変動した場合における想定変動幅を原資産が同一であるオプション取引等ごとに合算したもののうち、負であるものの絶対額を合計して得た額とする。

6　簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

一　オプション取引の原資産の時価額に第六条第八項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

二　次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプション取引等に係る取引証拠金（外国におけるこれに相当するものを含む。）を金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託している場合	当該金融商品取引所又は当該金融商品取引清算機関に預託している取引証拠金の額（取引証拠金の追加差入れ義務が生じた場合における当該追加額を含む。）
オプション取引の買いの場合	当該オプションの額
オプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネーの場合	原資産の市場リスク相当額からアウト・オブ・ザ・マネーの額を控除した額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネーの額を控除した額
原資産のショート・ポジションについてプット・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい方の額

三　オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合において、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプションがディープ・イン・ザ・マネー（コール・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを下回っている状態をいう。）のとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのイン・ザ・マネーの額（残存期間が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスと適切な先物価格との差額をいう。これができない場合は、イン・ザ・マネーの額は零とする。）を相殺した額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額からアウト・オブ・ザ・マネーの額を控除した額
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	

7　ガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を算出する場合には、次の各号に掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、当該各号に定める条件を満たすものについては、原資産が同一とみなすことができる。

一　株券等に係るオプション取引等　原則として、国が同一であること。

二　債券等に係るオプション取引等　残存期間及び表面利率に対応する期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。

三　外国為替等に係るオプション取引等　通貨の組合せが同一であること。

8　コール・オプションの買付け又はプット・オプションの売付けは原資産の買付けとみなし、コール・オプションの売付け又はプット・オプションの買付けは原資産の売付けとみなす。

9　同一のオプションの売付けと買付けが対当している場合は、これを相殺することができる。

10　二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーごとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等については、当該有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額（外国為替リスク相当額を除く。）とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。

有価証券等の区分			率（パーセント）
・新株予約権付社債券			同一の発行者が発行する株券について、第六条第八項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率。ただし、金融商品取引所に上場されているものであって、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が同一の社債券について、同表に掲げる区分に応じ、同表に定める率とすることができる。
・新株予約権証券			同一の発行者が発行する株券等について、第六条第八項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率に四を乗じた率
・受益証券 ・外国カード・ローン債権信託受益権証書	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託	一・七〇
		公社債投資信託	五・三五
		その他	十六・〇〇
	外国で発行されたもの	短期公社債投資信託	三・四〇
		指定国で発行されたもの（短期公社債投資信託を除く。）	十六・〇〇
		その他	三十二・〇〇
・投資証券			十六・〇〇